

# 財政状況等一覧表(平成19年度)

団体名 鶴田町

(百万円)

標準財政規模	うち臨時財政対策債 発行可能額
3,743	189

## 1 一般会計等の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	債務負担行 為に基づく 支出予定額	備考
一般会計	5,286	5,120	166	155	6,282	105	
学校給食特別会計	70	70	0	0	0	0	
土地取得特別会計	0	0	0	0	0	0	
一般会計等	5,356	5,190	166	155	6,282	105	

①                      ②                      ③

(財産区)

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式 収支	実質 収支	地方債 現在高	備考
第1財産区	5	1	4	4	0	
第2財産区	7	2	5	5	0	

## 2 1以外の特別会計の財政状況(公営企業を含む公営事業会計に係るもの)

(百万円、%)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	〈法適用以外〉 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方債)現在高		〈法適用企業〉 資金不足 ・剰余	〈法適用企業〉 累積欠損金	〈公営企業〉 資金不足 比率	備考
					うち一般会計 繰入見込額	地方債				
水道事業会計	282	268	—	14	1,328	0	176	0	—	法適用企業
病院事業会計	1,435	1,450	—	△ 15	51	50	△ 708	△ 1,580	54.3	法適用企業
下水道事業会計	227	330	—	△ 103	6,111	3,801	56	△ 339	—	法適用企業
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 2,311	(歳出) 2,180	131	(実質収支) 131	0	0	—	—	—	
介護保険事業特別会計	(歳入) 1,352	(歳出) 1,335	17	(実質収支) 17	254	156	—	—	—	
老人保健医療事業特別会計	(歳入) 1,403	(歳出) 1,403	0	(実質収支) 0	0	0	—	—	—	
計	/	/	/	148	/	4,007	△ 476	/	/	

④                      ⑤                      ⑥

- (注) 1 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「総純益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
 3 資金不足及び累積欠損金は負数(△)で表示している。また、資金不足・剰余欄については、資金不足がなく、流動資産が流動負債を上回る場合においてはその額を正数(プラス)で表示している。  
 4 「実質収支」及び「資金不足・剰余」は、それぞれ「解消可能資金不足額」差引後の数値で表示している。

【参考】連結実質収支

△ 173 (百万円)

連結実質赤字額⑦

173 (百万円)

※上記1「普通会計・実質収支」①+上記2「実質収支」合計額④+上記2「資金不足・剰余」合計額⑥

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

組合名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益		企業債(地方債)現在高		法適用企業		法適用企業		備考
			形式収支 (実質収支)	うち当該団体 負担見込額	うち当該団体 負担見込額	資金不足 ・ 剰余	うち当該団体 負担見込額	累積欠損金	資金不足 比率		
青森県市町村総合事務組合	872	846	26	26	0	0	0	—	—	—	
青森県市町村職員退職手当組合	16,444	16,442	2	2	0	0	0	—	—	—	
ふるさと交流圏民センター事務組合	305	298	7	7	0	1,675	0	—	—	—	
西北五広域福祉事務組合	313	308	5	5	0	49	4	—	—	—	
西北五環境整備事務組合	1,342	1,323	19	19	0	815	73	—	—	—	
津軽広域水道企業団	2,025	1,818	—	207	—	8,246	0	2,436	0	0	法適用企業
五所川原地区消防事務組合	2,172	2,141	31	31	0	365	259	—	—	—	
青森県交通災害共済組合	233	214	19	19	0	0	0	—	—	—	
つがる西北五広域連合	148	137	11	11	0	0	0	—	—	—	
青森県後期高齢者医療広域連合	785	689	96	96	0	0	0	—	—	—	
計					0		336		0		

⑧

⑨

⑩

### 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

【土地開発公社】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金 (千円)	当該団体からの補助金 (千円)	当該団体からの貸付金 (千円)	土地開発公社の負債の額	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考

⑪

【その他の第三セクター等】

(百万円)

法人名	経常損益 (千円)	資本又は正味財産 (千円)	当該団体からの出資金 (千円)	当該団体からの補助金 (千円)	当該団体からの貸付金 (千円)	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
鶴の里振興公社	1,191	21,581	18,000	0	0	20	2	
計							2	

⑫

【公的信用保証、制度融資等に係る損失補償】

(百万円)

公的保証機関名又は制度融資等名	当該団体からの損失補償に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考
平成15年低温等天災による被害農業者に対する経営資金等利子補給	3	0	
平成16年暴風雨等天災による被害農業者に対する経営資金等利子補給に対する利子補給	11	0	
計		0	

⑬

## 5 財政指数及び健全化判断比率

### (1) 財政指数

(百万円、%(財政力指数を除く))

標準財政規模 (A) (臨時財政対策債 発行可能額含む)	3,743	財政力指数	0.258	経常収支比率	102.8
実質収支比率	4.15	連結実質収支比率	△ 4.62		

### (2) 健全化判断比率

(%)

実質赤字比率	—	連結実質赤字比率	4.62	実質公債費比率	18.4	将来負担比率	154.7
[早期健全化基準]	(15.00)	[早期健全化基準]	(20.00)	[早期健全化基準]	(25.0)	[早期健全化基準]	(350.0)
[財政再生基準]	(20.00)	[財政再生基準]	(40.00)	[財政再生基準]	(35.0)	[財政再生基準]	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がある場合に正数(プラス)で表示し、赤字がない(黒字又は収支均衡)場合は「—」と表示している。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{連結実質収支(赤字)比率} = \frac{\text{一般会計等の実質収支①} + \text{公営企業以外の特別会計及び法非適用公営企業の実質収支の計④} + \text{法適用公営企業の資金不足額及び資金剰余額の計⑥}}{\text{標準財政規模(A)}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(B)} - \text{充当可能財源等(C)}}{\text{標準財政規模(A)} - \text{算入公債費等の額(D)}}$$

$$\cdot \text{将来負担額} = \text{②} + \text{③} + \text{⑤} + \text{退職手当負担見込額} + \text{⑦} + \text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} \quad \text{(百万円)} \quad \text{(B)}$$

1,380 (百万円)

$$\cdot \text{充当可能財源} = \text{充当可能基金} + \text{充当可能特定歳入} + \text{基準財政需要額算入見込額} \quad \text{(百万円)} \quad \text{(C)}$$

318 (百万円)      75 (百万円)      6,882 (百万円)

$$\cdot \text{算入公債費等の額} = \quad \text{(百万円)} \quad \text{(D)}$$

505

## 6 健全化判断比率等の分析及び今後の対応方針

### (1) 健全化判断比率等の分析

	比率	分 析 欄
①実質赤字比率	—	平成19年度決算では黒字であるため実質赤字比率はない。赤字を発生させない取組としては、公債費負担の健全化、給与水準・定員管理の適正合理化、行政管理経費の見直しを掲げ実施している。
②連結実質赤字比率	4.62%	平成19年度決算では病院事業会計において実質赤字(資金不足額)が生じたため4.62%となっているが、早期健全化基準の20%を下回っている。今後の取組としては、病院事業における経営努力と繰出基準に合った一般会計からの繰出しを行うことで、平成24年度には連結実質赤字は解消される見込みである。
③実質公債費比率	18.4%	平成19年度決算では公債費のピークにあたり、地方債許可制移行基準の18.0%を上回る結果となったが、早期健全化基準の25%を下回っている。平成20年度以降は公債費が減少するため、地方債許可制移行基準を下回る見込みである。
④将来負担比率	154.7%	平成19年度決算では早期健全化基準350.0%を下回っている。今後も町債残高の減少に伴い将来負担比率も減少する見込みであり、平成24年度には150.0%を下回る見込みである。
⑤資金不足比率		
病院事業会計	54.3%	医師不足による入院患者受け入れ数の減少及び職員の高齢化による人件費の増加が要因となり不良債務が蓄積され、平成19年度決算における資金不足比率は経営健全化基準の20%を上回っている。今後の取組としては、資金不足解消のため、退職による欠員を臨時職員で補うなどの経営努力と繰出基準に合った一般会計からの繰出しを行うことで、平成24年度には経営健全化基準の20%を下回る見込みである。
水道事業会計	—	平成19年度決算では資金不足は発生していない。健全な経営状態を維持していくための取組としては、起債事業については公債費を考慮しながら実施し、また、受益者負担の観点から料金改定も考慮しながら実施している。
下水道事業会計	—	平成19年度決算では資金不足は発生していない。健全な経営状態を維持していくための取組としては、経営健全化計画を策定し、料金水準の適正化及び維持管理費の縮減を掲げ実施している。

(注)1 「①実質赤字比率」及び「②連結実質赤字比率」は、赤字がある場合に比率を正数で表示し、黒字の場合は「—」と表示している。

2 「④将来負担比率」及び「⑤資金不足比率」は、将来負担額又は資金不足額がない場合は「—」と表示している。

### (2) 今後の対応方針

病院事業会計の経営健全化に重点を置き、連結実質赤字及び公営企業会計における資金不足の解消を図る。  
 具体的には、病院事業において退職者の補充を臨時職員で補い人件費の縮減を図り、かつ、現在策定中の自治体病院再編計画では診療所となる予定であるため、その動向を踏まえつつ、更なる経費縮減とそれに即した経営体制作りを図る。一般会計においては病院事業への繰出金の財源確保のため徹底的な事務事業の見直しによる経費縮減に努める。